

次のとおり総合評価一般競争入札を行います。

令和 7 年 5 月 23 日

収支等命令者

佐賀県総務部行政デジタル推進課長 土 井 慎 一

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達名称及び数量 団体内統合宛名システムの更新に伴うシステム構築及び移行並びに運用保守業務委託 1 式
- (2) 委託業務の仕様等 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 佐賀県総務部行政デジタル推進課が認めた場所

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 本調達は、単独企業による総合評価一般競争入札とする。
- (2) 入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

オ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

カ 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次の(イ)から(キ)までに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

キ 過去に佐賀県と同等規模（職員利用者数約5,000人）の自治体において、団体内統合宛名システムに関する設計、開発、構築及び1年以上の運用保守の業務を行った実績（受託者として実施したもの及び現在契約中のものを含む。）を有すること。

ク ISMS/ISO27001 認証又はP（プライバシー）マーク認証を保有していること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県総務部行政デジタル推進課 行政デジタル化担当（新館 6 階）

電話番号 0952-25-7390

電子メールアドレス gyousei-digital@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書の交付及び附属書類の閲覧

ア 入札説明書の交付

令和 7 年 5 月 23 日（金）から同年 6 月 5 日（木）の午後 5 時まで佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

イ 附属書類の閲覧

附属書類は、①GRANPIATT 団体内統合宛名システム外部インターフェイス仕様書及び関連資料一式、②共通基盤ガイドライン（第 1.4 版）（以下「設計図書」という。）とする。

(ア) 附属書類の閲覧を希望する場合は、閲覧の前日（その日が土曜日及び日曜日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）までに、別に定める附属書類閲覧依頼書及び関連資料の閲覧に関する誓約書を提出した上で、下の閲覧時間のうち希望する時間帯を担当課まで連絡し、閲覧の予約を行うこと。なお、予約に空きがある場合のみ閲覧を受け付ける。

(イ) 閲覧時間は、令和 7 年 5 月 23 日（金）から同年 6 月 27 日（金）まで（休日等を除く。）の間に、次の時間帯内で行う。なお、定員は 2 名とする。

a 午前 10 時から正午まで

b 午後 2 時から午後 4 時まで

(ウ) 閲覧場所は、(1)の部局に同じ。

(エ) 初めて閲覧する際に、別に定める関連資料の閲覧に関する誓約書

を提出すること。これを提出しない者には閲覧を許可しない。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に会社概要書（パンフレット等）、誓約書、担当者届、履行実績調書及びISMS/ISO27001 又はP（プライバシー）マーク認証の保有を証明できる書類を(1)の部局まで郵送し、又は持参すること。

イ 提出期限

令和7年6月5日（木）午後5時（郵送の場合には、書留郵便により提出期限までに必着のこと。）

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和7年6月12日（木）までに通知する。

(4) 入札説明書等に対する質問書の受付等

本契約の内容及び入札手続等に関する質問については、別に定める質問書に質問内容を記載し、令和7年5月28日（水）の午後5時までに(1)の電子メールアドレスへ送信すること。

回答は令和7年6月4日（水）までに質問者及び同日までに競争入札参加確認申請書を提出した者に電子メールにより回答を送付する。

なお、回答日時以降に競争入札参加確認申請書の提出があった場合は、その都度電子メールより回答を送付する。

(5) 入札者の資格の喪失

入札参加者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札参加者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が、2の(2)のカのいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(2)のカの(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けたとき又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者であることが判明したとき。

オ その他本契約について、契約を履行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(6) 提案書の提出期限

入札参加者は、別に定める提案書を令和7年6月27日（金）午後5時までに(1)の部局に郵送し、又は持参すること。（郵送の場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。）

なお、必要書類の種類及び部数については、入札説明書による。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年7月3日（木）午前10時（入札を郵送で行う場合には、外封筒に「団体内統合宛名システムの更新に伴うシステム構築及び移行並びに運用保守業務委託契約に関する入札書在中」と表書きし、内封筒に入札書を封入して簡易書留で郵送すること。また、同月2日（水）午後5時までに(1)の部局に必着のこと。）

なお、変更の場合は、入札参加者に対し別途連絡する。

イ 場所

佐賀市城内一丁目 5 番 14 号 旧佐賀県自治会館 3 号会議室

なお、変更の場合は、入札参加者に対し別途連絡する。

(8) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(9) プレゼンテーションの日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 7 月 4 日（金）とし、プレゼンテーションの順番及び時間については、入札参加者又は入札者に対し別途連絡する。

イ 場所 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁新館 6 階 行政デジタル推進課 C I O 室

なお、変更の場合は、入札参加者又は入札者に対し別途連絡する。

(10) プレゼンテーションに関する事項

プレゼンテーションについては、団体内統合宛名システムの更新に伴うシステム構築及び移行並びに運用保守業務に関する提案書（以下「総合評価のための提案書」という。）に基づき、入札者ごとに行う。

(11) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号。以下「規則」という。）第 103 条第 1 項の規定に基づき、見積金額（消費税及び地方消費税を含む）の 100 分の 5 以上に相当する金額の入札保証金を納入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札者は入札保証金の納付を免除し、又は一部を減額のうえ入札に参加することができる。

(ア) 当該競争入札について佐賀県を被保険者とする入札保証保険契約

(見積金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

- (イ) 国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

なお、この場合において、実績を証する契約書の写し及び業務を適正に履行完了したことが確認できる書類の写しを(3)のイの提出期限までに提出するものとする。

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第104条第1項の規定に基づき、次の(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができる。

- (ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)
- (イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額
- (ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(電子交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額
- (エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)
- (カ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

(12) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(13) 入札方法に関する事項

ア 落札者の決定は総合評価一般競争入札方式をもって行うので、総合評価のための提案書等を定められた期限までに提出しなければならない。

イ 入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に別に定める委任状を提出するものとする。

ウ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に 100 分の 110 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に 110 分の 100 を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

エ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記すること。

(14) 落札者の決定方法

ア 規則第 105 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で入札した者であって、その提案した内容等が仕様書の要求要件を全て満たしているものでなければならない。

イ 第 1 回目の開札の結果、入札価格のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、2 回を限度とし、直ちに再度入札を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、

再度入札は、後日、改めて行う。

ウ 総合評価のための提案書の提案内容が、別に定める落札候補者選定基準における必須項目の評価基準を全て満たしているかどうかを審査し、これを満たしているものには、基礎点 50 点を与える。

また、落札候補者選定基準に示す各項目の加点の上限の範囲内（加点総点数の上限は、950 点）で提案内容の評価に応じて加点を与える。

エ 入札価格については以下の式により換算し、入札価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。

$$\text{価格点} = 300 \text{ 点} - \{ (\text{入札価格} \times 1.10 / \text{予定価格}) \times 300 \text{ 点} \}$$

オ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(ア) アの要件を満たす者のうち、ウ及びエで算出された基礎点、加点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。

(イ) 各項目の加点及び価格点の合計点数の最も高い者が 2 人以上あるときは、地方自治法施行令第 167 条の 9 の規定によるくじの方法により落札者を決定する。

カ 落札候補者選定基準に記載されていない提案内容は評価の対象とならない。

キ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、調査の上、その者を落札者としなことがある。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

(15) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該競争入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ 入札価格の記載において(13)のエの要件を満たさない入札書を提出した者

キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ケ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者

コ 保証金を納入しない者又は保証金の納入額が不足する者

サ 1 人で 2 以上の入札をした者

シ 代理人でその資格のないもの

ス 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(16) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(17) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない

い場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は、入札参加者の負担とする。

(18) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届を提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(19) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から原則として2週間以内に契約書を提出しなければ、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 契約保証金

ア 契約締結の際に、規則第115条第1項の規定に基づき、契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約の相手方は契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額のうえ契約を締結することができる。

(ア) 当該契約について保険会社との間に佐賀県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約

を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第 116 条の規定に基づき、3 の(11)のイに掲げる価値の担保を供することができる。

(4) 入札参加者及び入札者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報、その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(6) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告し、入札を行うものとする。

(7) 佐賀県政府調達苦情検討委員会から調達手続の停止等の要請があった場合は、調達手続を停止することがある。

(8) 個人情報取扱特記事項に違反した場合は、入札参加資格停止等の措置を講ずることがある。

(9) 本業務に従事する者又は従事していた者が、当該業務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合等は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）上の罰則規定に基づき処罰されることがある。

(10) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成 7 年佐賀県規則第 64 号）の定めるところによる。

(11) 詳細は入札説明書による。

(12) 仕様書及び附属書類の記載内容が無断転載し、及び総合評価のための

提案書作成以外の目的で使用することを禁止する。

(13) 契約の解除

翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約を解除できるものとする。

- 5 この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

6 Summary

(1) Nature and quantity of services to be requested:

Complete outsourcing of the Internal Social Security Administration System (System Development and Data Migration upon update, Operation and Maintenance of System.) at Saga Prefecture, 1 set

(2) Fulfillment period:

From contract execution until March 31, 2031

(3) Access to bidding manual:

The bidding manual will be available on the Saga Prefectural website from Friday, May 23, 2025, until Thursday June 5, 2025.
(<https://www.pref.saga.lg.jp/>)

(4) Date for the bid:

10:00 a.m. on Thursday, July 3, 2025.

In case of bid submission by mail please send it as a registered letter, with the bid sealed in the inner envelope, and on the outer envelope write that it “contains bid for the Outsourcing of the Internal Social Security Administration System at Saga Prefecture.” The letter must be sent by registered post and

received by 5:00 p.m. on Wednesday, July 2, 2025.

(5) Contact information:

Administrative Digitalization Division (New Building 6th floor),
Department of General Affairs, Saga Prefectural Government 1-1-
59 Jonai, Saga City, Saga Prefecture, 840-8570, Japan
Tel: 0952-25-7390